

# 伝統漢方研究会 会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は伝統漢方研究会という。略称は伝漢研とする。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を佐賀県唐津市二夕子3丁目13-13号に置く。

(目的)

第3条 本会の目的は次の通りとする。

- (1) 患者さんの病気の改善とQOL向上のために漢方医学、東洋医学の研究を行う。
- (2) 研究活動等の本会事業を通じて会員相互の親睦をはかる。
- (3) 医療の一端を担うものとして会員個々の資質向上を目指す。

(運営の原則)

第4条 本会の運営原則は次にかかげるものとする。

1. 患者さんを治すことを第一の目的とし、実戦漢方を貫く。(実践漢方)
2. 常に相手の立場を思いやり、相互に尊重すること。(相互尊重)
3. 会員は平等であり、機会は均等であり、有益な情報は共有されること。(会員平等)
4. 本会は中立であり、特定の政党、宗教、個人ならびに法人のためにこれを利用しない。(社会的中立)

(事業)

第5条 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 漢方医学、東洋医学全般に関する調査研究事業
- (2) 漢方医学、東洋医学全般に関する研究会
- (3) 新たな生薬資源の調査研究事業
- (4) 医療気功(糸練功)を用いた東洋医学的判断に必要な技術の習得に関する研修ならびに研究事業
- (5) 本会の指定する専売品ならびに推奨品の販売促進活動事業
- (6) 本会の指定する専売品ならびに推奨品の適切な運用方法の研究事業
- (7) 会員相互の親睦をはかる行事の開催
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は次の二種とする

- (1) 正会員  
本会の目的に賛同し、活動を共にする意思のある個人。
- (2) 準会員  
本会の目的に賛同し入会を希望する個人で、所属する地区役員会が正会員と認証する以前のもの。

(会費)

第7条 正会員は総会において定める会費を定められた期日までに納入する。やむを得ない事情により納入が困難と認められる場合には、地区代表の判断により一定期間の減免措置を設けることができる。

(入会)

第8条 本会の会員になろうとするものは、所属を希望する地区に入会の意思を伝え、地区役員会の了解が得られた場合には、準会員としてその地区が開催する研究会への参加ならびに所定の基礎講座を受講することができる。所定の基礎講座を修了し、その活動状況等を総合的に判断した上で、会員として相応しいと地区役員会が認めた場合、正会員の認証を受ける。

(退会)

第9条 会員は退会の意思を所属地区に伝えて退会することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 次の場合に会員はその資格を失う。

(1) 会員本人が死亡した場合。

(2) 本会の運営原則を守らず、運営に支障をきたすと判断される場合には地区役員会での全員の賛成をもって猶予期間を設けた退会勧告を行い、猶予期間において改善がみられない場合に地区役員会より退会を命ずる。

(守秘義務)

第11条 すべての会員は本会で知り得た症例などに関わる個人情報ならびに他の会員が研究会等で提供した一切の情報に対して守秘義務を負う。

(管理義務)

第12条 すべての会員は本会の資料や情報を適切に管理する義務があり、みだりに会員外の第三者に閲覧をさせないこと。

(論文)

第13条 正会員は毎事業年度に1つ以上の研究論文を本会が定める期日までに提出をすること。受理できる論文の内容に関しては別に本会が定める論文投稿規定に則るものとする。

(会員の権利)

第14条 本会の正会員は次の権利を得る。

(1) 本会の専売品ならびに推奨品を取り扱うことができる。

(2) 本会に協力する企業ならびに提携する企業からの取引条件等の適応を受けることができる。

(3) 本会の知的財産である研究会資料ならびに薬方選択システム等のソフトウェアを利用することができる。

---

## 第3章 地区

(地区)

第15条 本会の地区とは本会運営の基本単位であり、会員はいずれかの地区に所属する。原則として本会の研究会をはじめとした各種の研修事業は地区ごとに定期開催する。地区の設置は通常総会においてこれを定める。なんらかの事情により運営の継続が困難または不適当と判断される地区の廃止については理事会をもってこれを決することができる。

(地区代表および監事の選任)

第16条 地区ごとに、所属会員の互選により地区代表1名および地区監事1名を選出する。それぞれの任期は2年とし、再選を妨げない。

(職務)

第17条 地区代表は地区を代表しその運営を総理する。

2. 地区監事は地区の運営が適切になされているかを監査し、必要に応じて地区代表に意見を述べる。

(地区役員の選任)

第18条 地区代表は選任後ただちに地区役員を代表の指名により選任する。地区役員はおおむね3名以上、10名を超えない範囲でその地区の規模に応じた適切な人数とし、その地区に所属する正会員とする。

(地区役員会)

第19条 地区代表と地区役員をもって地区役員会を構成する。

(地区役員会の職務)

第20条 地区役員会は研究会の開催およびその他の行事の運営に必要な職務を行う。また、当該地区における準会員の正会員への認証ならびに会員情報等の管理を行う。

(地区役員の任期)

第21条 地区役員の任期はこれを指名した地区代表の任期の残存期間とする。ただし再任を妨げない。

2. 地区代表が必要と認めたときには地区役員の補充を任意の時期に行うことができる。

---

## 第4章 役員

(種類および定数)

第22条 本会に次の役員をおく。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 4名
- (3) 組織運営理事 1名
- (4) 監事 2名

2. 必要に応じて相談役顧問をおくことができる。相談役顧問の設置は理事会でこれを決める。

(選任等)

第23条 理事長ならびに監事は総会において選出する。副理事長、組織運営理事は理事長が就任後すみやかにこれを指名する。

(職務)

第24条 理事長は本会を代表しその業務を総理する。

2. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。指名順位一位の副理事長を筆頭副理事長とする。

3. 組織運営理事は本会の円滑な運営を推進するための調整ならびに毎年の総会の運営を行う。

4. 副理事長のうち1名は財務担当理事とし、本会の総務会計業務を指揮する。

5. 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 本会の運営状況を監査すること。

(2) 本会の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくはこの会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを会員に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 役員業務執行の状況又は本会の財産の状況について、役員に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第25条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。役員に欠員のあるときは速やかに会長は補充する。補欠就任した役員の任期は前任者の任期の残存期間とする。

---

## 第5章 総会

(種別)

第26条 本会の総会は通常総会ならびに臨時総会とする。

(構成)

第27条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第28条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 事業計画および収支予算ならびにその変更
- (4) 事業報告および収支決算
- (5) 役員の選任または解任とその職務
- (6) 会費の額
- (7) 活動の基本単位となる地区の設置
- (8) その他、本会運営に重要な事項

(開催)

第29条 通常総会は毎事業年度に1回開催する。

臨時総会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求のあったとき
- (3) 第24条5項4号の規定により、監事から招集のあったとき

(招集)

第30条 総会は理事長が招集する。

2. 総会を招集するときは正会員に対し、会議の目的たる事項およびその内容、総会の日時、会場を開会日の7日前までに書面または電子メールにて通知しなければならない。

(議長)

第31条 総会の議長はその総会に出席した正会員の中から選出する。選出にあたっては理事会の推薦者を出席正会員の了解を得て議長にすることができる。

(定足数)

第32条 総会は総正会員数の3分の2以上の出席がなければ成立しない。

(議決)

第33条 総会の議事は、この会則に別に規定するもののほか、出席正会員数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。この場合において議長は正会員として議決に加わる権利を有しない。

(表決権等)

第34条 各正会員の表決権は平等とする。

2. やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として評決を委任することができる。

(議事録)

第35条 総会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
  - (2) 正会員総数および出席正会員数（書面表決者および委任状がある場合においてはその数を付記すること）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

---

## 第6章 理事会

(構成)

第36条 理事会は役員をもって構成する。

(権能)

第37条 理事会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 本会の事業運営に必要な部署の設置とその代表者の選任
- (5) 運営の継続が困難または不適當な地区の廃止に関する事項

(開催)

第38条 理事会は、次に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第24条5項5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第39条 理事会は理事長が招集する。

2. 理事会を招集するときは役員に対し、会議の目的たる事項およびその内容、理事会の日時、会場を開会日の7日前までに書面または電子メールにて通知しなければならない。

(議長)

第40条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(定足数)

第41条 理事会は役員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。

(議決)

第42条 理事会の議事は出席役員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第43条 各役員の表決権は平等とする。

2. やむを得ない理由により理事会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として評決を委任することができる。

3. 理事会の議決について、特別の利害関係をもつ役員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 役員総数および出席役員氏名（書面表決者および委任状がある場合においてはその数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人1名以上が署名押印しなければならない。

---

## 第7章 資産および会計

(資産の構成)

第45条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品及び賛助金

(4) 資産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第46条 本会の資産は、理事長が管理し、財務担当理事がその実務にあたる。

(会計の原則)

第47条 本会の会計は、一般的な会計原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第48条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事会が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第49条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第50条 予算超過または予算外の支出にあてるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第51条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第52条 本会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに財務担当副理事長が指揮してこれを作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第53条 本会の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(臨機の措置)

第54条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

---

## 第8章 会則の変更および解散

(会則の変更)

第55条 本会則は総会において総正会員数の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散)

第56条 本会が総会の議決によって解散する場合は、総正会員数の4分の3以上の同意を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第57条 本会が解散した時に残余する財産は、総会の議決を経て、本会の主旨にかなった団体に寄付するものとする。

(合併)

第58条 本会が合併しようとする場合は、総会において総正会員数の4分の3以上の同意を得なければならない。

---

## 附則

(設立時の会員)

本会設立時の正会員とはNPO法人伝統漢方研究会において正会員資格を有していたものとする。

(設立時の役員および監事)

本会設立時の役員および監事は別表1の通りとし、その任期は平成27年9月30日までとする。

(設立時の事業年度)

本会設立初年度の事業年度は本会設立の日から、平成26年9月30日までとする。

(設立時の会費)

本会設立時の会費は年4万円とし、事業半期ごとに2万円ずつの分納とする。ただし、会費には全国大会の参加費を含めるものとする。途中入会したものの会費は当該月より月額3千4百円として月割にて計算した額を初回納入会費とする。

(設立時の設置地区ならびに地区代表)

本会設立時の研究会開催地区は九州、関西、関東、北陸の4地区とする。

設立時の各地区代表は別表2の通りとする。地区監事は地区において速やかに選出を行う。

別表1 (設立時の役員および監事)

役職	氏名
理事長	木下 順一郎
副理事長	松崎 夏生
副理事長	的場 敏三
副理事長	唐澤 豪貴
副理事長	大滝 峰光
組織運営理事	竹内 崇浩
監事	岡井 哲
監事	谷 裕一郎

別表2 (設立時の地区代表)

地区	代表氏名
関東地区	鳥崎 史世
北陸地区	竹島 まり子
関西地区	丸山 正容
九州地区	中野 昌子

以上